

## 別表六（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「増減試験研究費割合の計算」、「試験研究費割合の計算」及び「税額控除割合の計算」の各欄は、

当期が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。